

第2期
和歌山県ギャンブル等依存症対策推進計画

令和5年4月策定

第1章 基本的事項

1	計画の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画期間	2
4	定義等	2
	(1) 法律上の定義	2
	(2) 医学上の定義	2
	(3) ギャンブル等依存症者等	2
	(4) 関係事業者	2

第2章 現状と課題

1	依存症の状況	3
	(1) 全国における依存症の状況	3
	(2) 本県における依存症の状況	3
2	依存症関連問題の状況	8
3	関係事業者の状況	9
	(1) 全国における関係事業者の状況	9
	(2) 本県における関係事業者の状況	14
4	本県の依存症対策の現状	17
5	本県の依存症対策の課題	21

第3章 基本的な考え方

1	基本理念	22
2	基本方針	23
	(1) ギャンブル等依存症の予防及び正しい知識の普及	23
	(2) 必要な支援につなげる相談支援体制づくり	23
	(3) 医療の質の向上と医療体制の強化	23
	(4) 回復支援の充実	23
	(5) 依存症関係機関による連携協力体制の構築	23

第4章 基本的施策

1	予防教育・普及啓発	24
	(1) 予防教育	24
	(2) 普及啓発	24
2	相談・治療・回復支援	27
	(1) 相談支援	27
	(2) 治療支援	29

(3) 回復支援	30
3 包括的な連携協力体制の構築	32
4 ギャンブル等の取締の強化	32
(1) 違法賭博店等の取締	32
(2) 各ぱちんこ営業所における依存防止対策	33
5 関係事業者による取組	33
(1) 競輪場による取組	33
(2) ぱちんこ業者による取組	34
(3) 場外馬券場による取組	39

第5章 推進体制等

1 計画の進行管理について	40
2 計画の見直しについて	40
3 関連施策との連携について	40

第1章 基本的事項

1 計画の趣旨

ギャンブル等依存症は、自身に病識がない方が多く、ギャンブル等にのめり込む自身をコントロールできなくなり、多重債務を招くだけでなく、自殺や犯罪等にもつながるなど日常生活や社会生活に深刻な問題を生じさせることに加え、家族等に対しても深刻な影響を招く場合があることから重大な社会問題となっています。

このような状況の中、国は、ギャンブル等依存症対策の基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、国民の健全な生活の確保を図り、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に向けて、平成30年10月に、「ギャンブル等依存症対策基本法」（平成30年法律第74号）（以下、「基本法」という。）を施行し、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に実施するため、平成31年4月には、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を策定し、令和4年3月には当該基本計画を変更した新たな「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定しました。

基本法第13条では、国が策定した基本計画を基に、都道府県の実情に即した「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定するよう努めなければならないと規定されています。

和歌山県では、法の基本理念に基づき、総合的かつ計画的なギャンブル等依存症対策を推進していくため、基本計画に基づき、令和2年4月に策定した「和歌山県ギャンブル等依存症対策推進計画」を変更し、「第2期ギャンブル等依存症対策推進計画」（以下、「推進計画」という。）を策定しました。

この推進計画に基づき、総合的なギャンブル等依存症対策を実施し、県民の方々の健全な生活の確保を図るとともに、県民が安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、様々な取組を行っていきます。

2 計画の位置づけ

推進計画は、基本法第13条に基づき、本県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進を図るために策定するものであり、本県が取り組む基本的な計画として位置付けます。

計画策定にあたっては、「和歌山県保健医療計画」、「和歌山県自殺対策計画」、「和歌山県アルコール健康障害対策推進計画」等関連計画と整合性を図っています。

3 計画期間

計画期間は、令和5年度から令和7年度までの3年間とします。

4 定義等

(1) 法律上の定義

基本法第2条では、ギャンブル等依存症を「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」と定義しています。

なお、推進計画においても、同様に定義しています。

(2) 医学上の定義

精神科診断基準には、ICD及びDSMがあり、これらの基準に基づき、ギャンブル等依存症の診断が行われています。ギャンブル等依存症は、ICD-10（※1）の分類では「病的賭博」に、DSM-5（※2）の分類では「ギャンブル障害」に位置づけられている精神疾患であり、我が国では、ICDの基準による診断が主流となっています。

(3) ギャンブル等依存症者等

推進計画における「ギャンブル等依存症者等」とは、法律上のギャンブル等へののめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態にある者及び医学上で既に精神疾患と診断されている者であり、ギャンブル等依存症の疑いのある方も含んでいます。

(4) 関係事業者

推進計画における「関係事業者」とは、全国では、競輪の各施行者、競馬主催者等、モーターボート競走及びオートレースの各施行者並びにパチンコ店を営業している事業者等を指します。本県では、競輪施行者である県、県内でパチンコ店を営業している事業者及び場外勝馬投票券発売所（以下、「場外馬券場」という。）を有する事業者を指します。

（※1）世界保健機構（WHO）が身体・精神疾患に関する世界共通の分類を目指して作成した「国際疾病分類」の第10版です。なお、令和4年1月に、WHOは、ICD-10を改訂し、ICD-11を発表しており、ICD-11では、病的賭博は、ギャンブル症（障害）（仮訳）と改名され、「物質使用及び嗜癖行動による障害」、つまり行動嗜癖に分類されています。

（※2）アメリカ精神医学会（APA）が作成した精神疾患の診断基準である「精神疾患の分類と診断の手引き」の第5版です。

第2章 現状と課題

1 依存症の状況

ギャンブル等依存症対策を講じていく上で、正確な実態を把握することが不可欠であることから、国は基本計画に基づき実態調査等を実施することとしています。

なお、現時点でのギャンブル等依存症の状況は、以下のとおりとなっています。

(1) 全国における依存症の状況

令和2年度、独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターが多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握をするため、基本法第23条に基づく初めての調査を行いました。

同調査では、調査対象者の過去1年以内のギャンブル等の経験の評価結果から、「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合を、成人の2.2%（約196万人）と推計しています。

なお、調査においては、新型コロナウイルス感染拡大予防の見地等から、過去の同様の調査とは調査方法を変えており、過去の調査との比較は困難とされています。

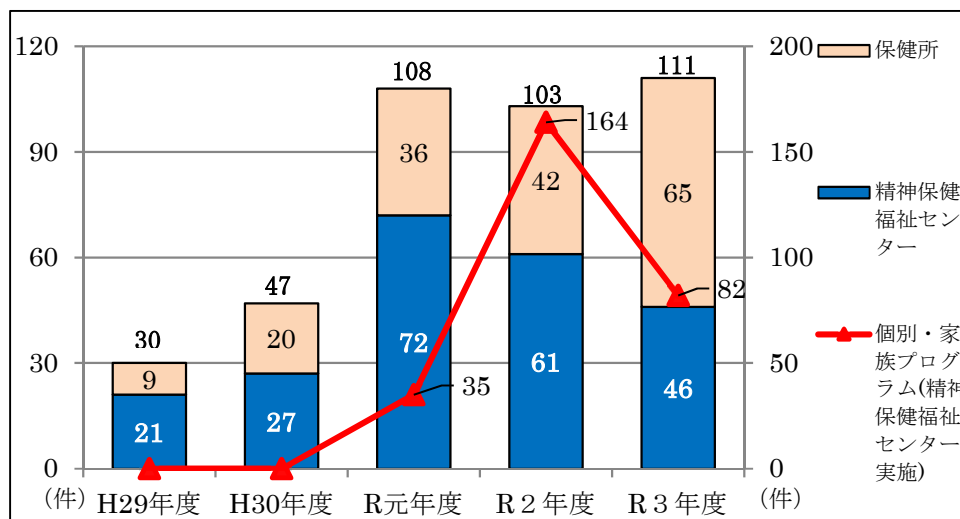
(2) 本県における依存症の状況

上記の疫学調査を基に本県成人人口（約78万人）から換算すると、過去1年以内に「ギャンブル等依存症が疑われる者」の推計は約17,200人となります。

しかしながら、これら数値に比べ、実際に相談窓口を訪れる人や医療につながる人は少ないことが推測されます。

【ギャンブル等依存症延べ相談件数】

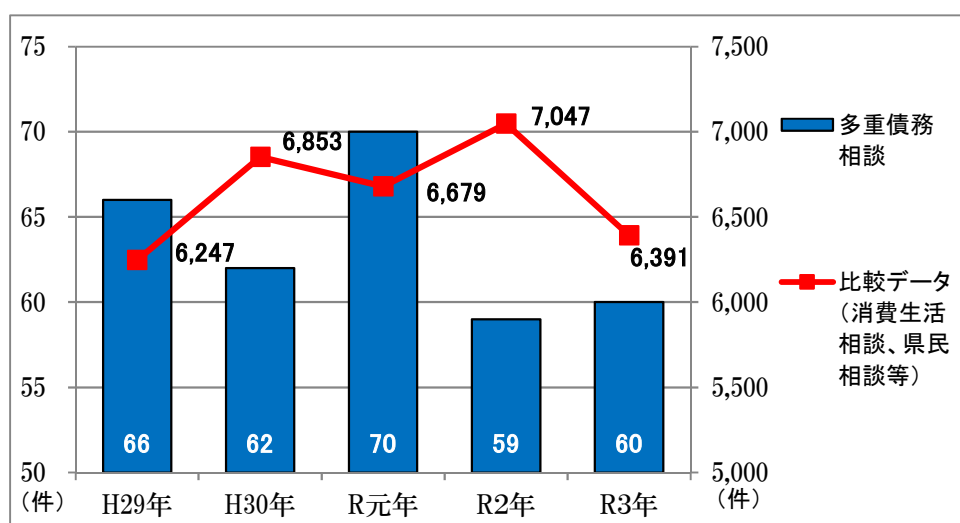
- 精神保健福祉センターや保健所に寄せられたギャンブル等依存症に関する相談件数は、平成29年度から令和3年度までの間、増減はありますが、年々増加傾向にあります。



[障害福祉課調べ]

【多重債務延べ相談件数】

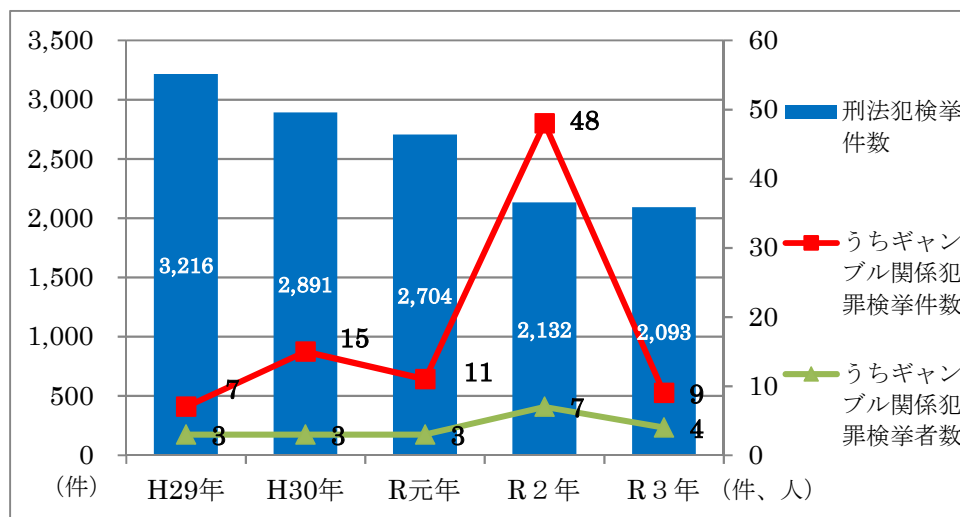
- 消費生活センターや県民生活課が行っている消費生活相談、県民相談及び多重債務相談会での相談件数は、平成29年度から令和3年度までの間、増減はありますが、減少傾向にあり、そのうち、多重債務相談件数は、全体の1%程度の件数で推移しています。相談の中には、ギャンブル等に関連した内容もあります。



[県民生活課調べ]

【犯行の動機・原因がギャンブル等への欲求である犯罪件数（刑法犯）】

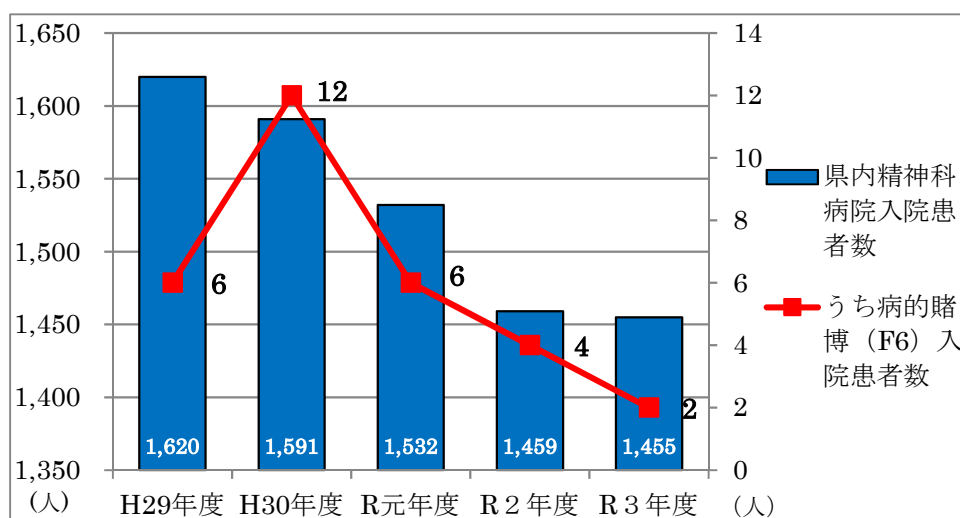
- 県内での犯罪検挙件数は、平成 29 年から令和 3 年までの間、減少傾向にあるものの、ギャンブル等が関係している犯罪検挙件数及び検挙者数は、増減を繰り返しています。



[警察本部調べ]

【病的賭博（F6）による入院患者数】

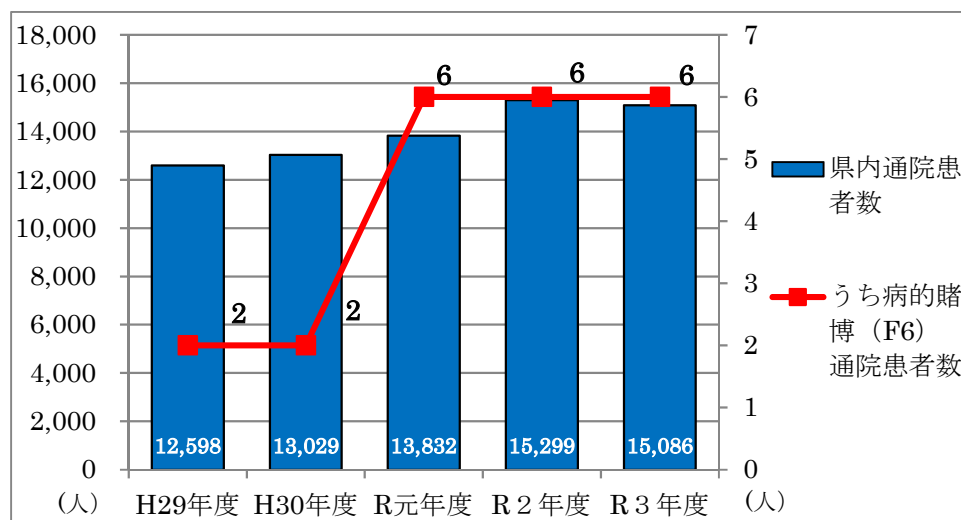
- 各年 6 月 30 日時点の精神科病院への入院患者数では、平成 29 年度から令和 3 年度までの間、入院患者数は減少しているが、主疾病が病的賭博（F6）である入院患者数は、平成 30 年度値が平成 29 年度値と比べて倍増した後は、年々減少傾向にあります。



[出典：精神保健福祉資料（630 調査）]

【病的賭博（F6）による通院患者数】

- 自立支援医療（※3）による精神通院医療の受給者数では、平成29年度から令和2年度までの間、通院患者数は年々増加していましたが、令和3年度は減少しています。なお、主疾病が病的賭博（F6）である通院患者数は増加しています。



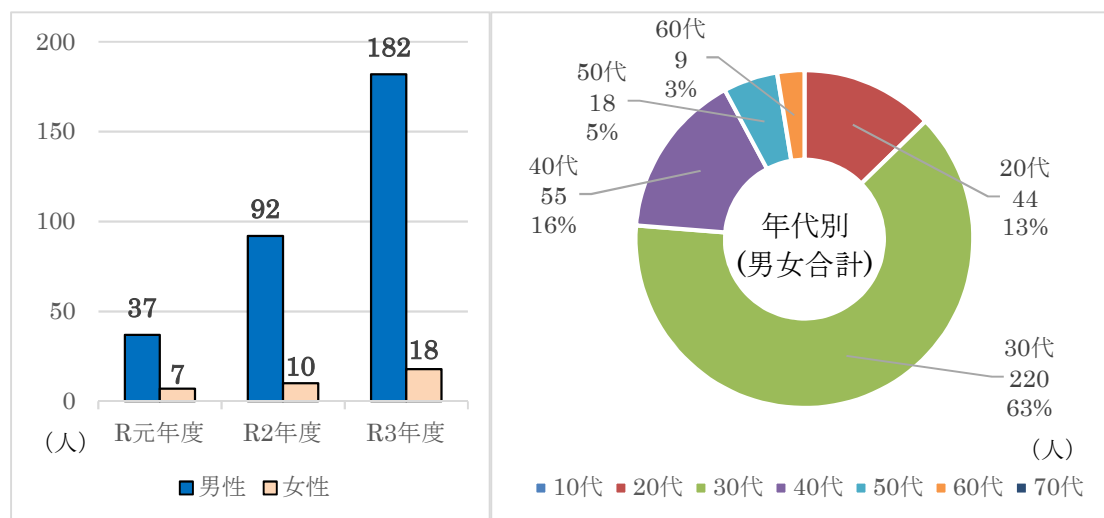
[出典：自立支援医療（精神通院）受給者状況]

- （※3）精神疾患の治療にかかる医療費を軽減する公費負担制度です。この制度を利用しない通院患者は、上記の通院患者数に反映されていません。

【専門医療機関（※4）での治療件数】

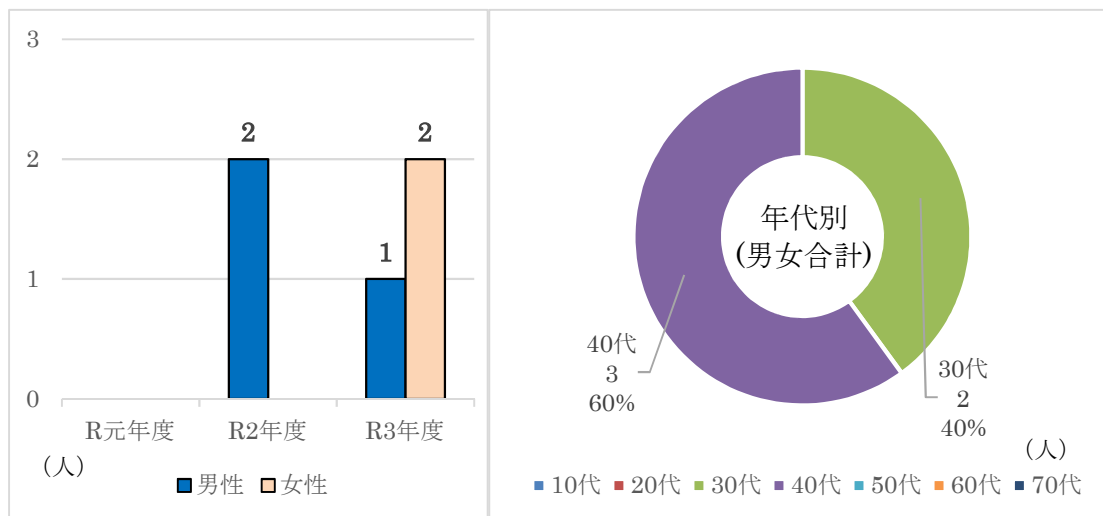
- 県内の専門医療機関での治療件数は、外来患者及び入院患者の双方で増加傾向にあります。また、年代別では、30代及び40代が多い傾向にあります。

・外来患者延べ人数



[出典：依存症対策全国拠点機関事業「専門医療機関診療実績」からの障害福祉課調べ]

・入院患者延べ人数



[出典：依存症対策全国拠点機関事業「専門医療機関診療実績」からの障害福祉課調べ]

- (※4) ギャンブル等依存症に関する専門的な医療を提供する県が選定した医療機関です。令和2年2月に県立こころの医療センターを専門医療機関及び治療拠点機関(※5)に、令和3年8月に医療法人宮本病院を、令和4年1月に医療法人蒼会おくむらクリニック及び岩出こころの診療所を専門医療機関に選定しています。
- (※5) 県が選定した依存症に関する専門の医療機関に加え、専門医療機関の受診実績等の取りまとめや依存症に関する取組の情報発信、医療機関を対象とした依存症に関する研修を実施します。

2 依存症関連問題の状況

ギャンブル等依存症は、ギャンブル等依存症者等やその家族の日常生活及び社会生活に支障を生じさせる場合があります。ギャンブル等をしたいという欲求から以下のようなさまざまな問題を引き起こす場合があります。これらの問題の背景にギャンブル等依存症の疑いがないかを確認するとともに、早期に相談や支援につなげることが重要です。

① 多重債務

賭金を確保するために、複数の金融機関等から借金を行い、返済が困難になる場合があります。

② 貧困

賭金を確保するために、生活費を使い込み、生活困窮になる場合があります。

③ 犯罪

賭金を確保するために、横領や窃盗等の犯罪を犯す場合があります。

④ 虐待

ギャンブル等での負けが続いたり、ギャンブル等をしたい欲求により、些細なことで怒るようになり、子どもや配偶者等に暴力を振るう場合があります。

⑤ 自殺

ギャンブル等にのめり込むことにより生じた問題（金銭問題や健康状態等）が解決できなくなり、精神的に追い込まれ、自殺に至る場合があります。

⑥ 違法賭博

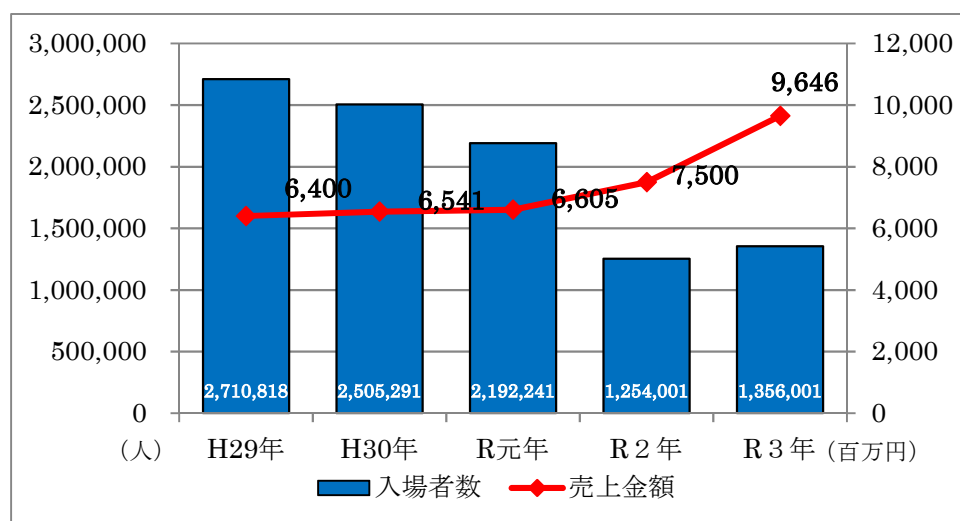
ギャンブル等にのめり込むことにより、違法賭博等の犯罪行為を行う場合があります。

3 関係事業者の状況

(1) 全国における関係事業者の状況

【競輪の状況（全国）】

- 全国 43 競輪場の本場入場者数については、競輪場の閉鎖や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等もあり、減少していましたが、令和 3 年度は増加しています。一方、売上金については、インターネット投票（※6）の普及により、増加傾向にあります。



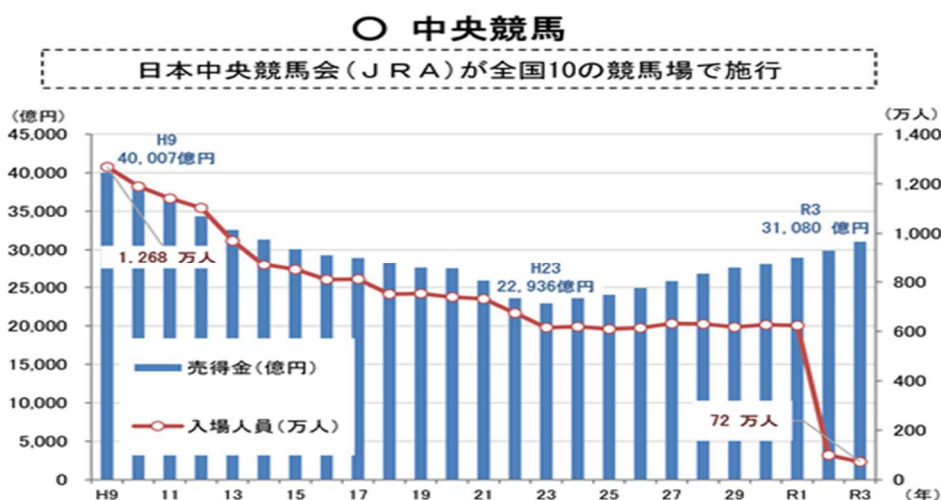
[出典：公益財団法人 JKA 「年度別車券売上額・入場者数」]

- (※6) 本場や場外売場へ行かなくても、自宅や外出先から、パソコンやスマートフォン、携帯電話等を用いて、勝者投票券（競輪）、勝馬投票券（競馬）、勝舟投票券（モーターボート競走）及び勝車投票券（オートレース）を購入することを指します。

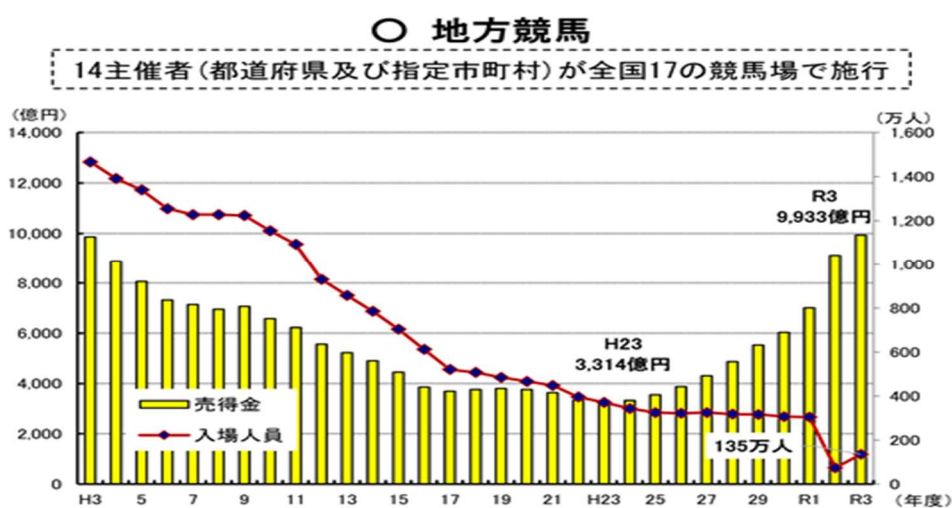
【競馬の状況（全国）】

- 中央競馬が全国10場、地方競馬が全国17場でそれぞれ開催されています。入場者数については、競馬場の閉鎖や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等もあり、減少傾向にあります。また、インターネット投票の普及により、増加傾向にあります。また、インターネット投票による売得金は、売得金全体の中で、高いシェアを占めています。

〔中央競馬〕



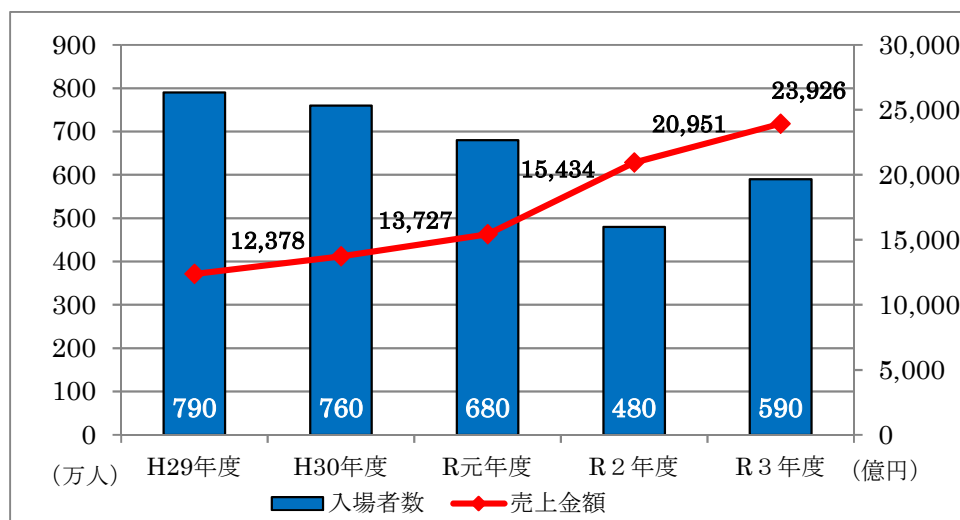
〔地方競馬〕



〔出典：農林水産省「競馬の概況」〕

【モーターボート競走の状況（全国）】

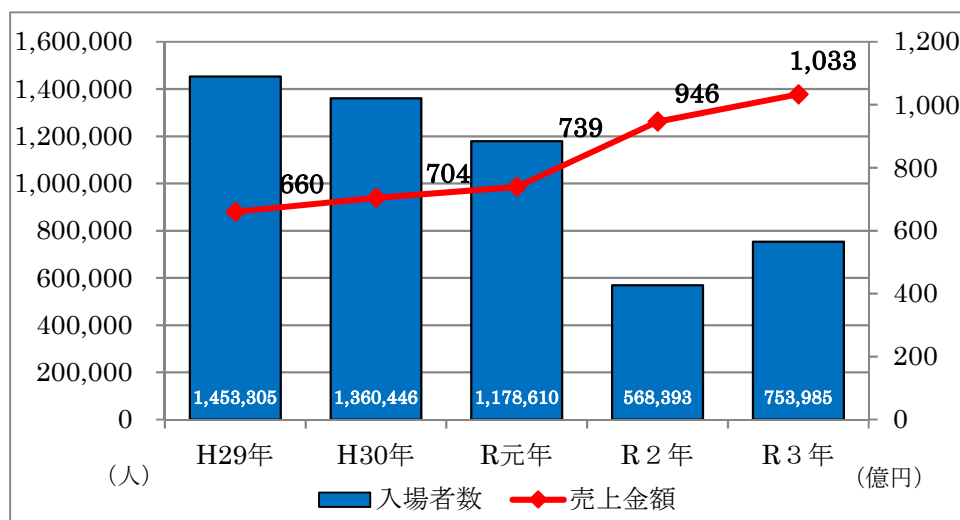
- 全国に24競走場があります。入場者数については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等もあり、減少していましたが、令和3年度は増加しています。一方、売上金については、インターネット投票の普及により増加しています。



[一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会から提供]

【オートレースの状況（全国）】

- 全国に5競走場があります。入場者数については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等もあり、減少していましたが、令和3年度は増加しています。一方、売上金については、インターネット投票の普及により、増加傾向にあります。



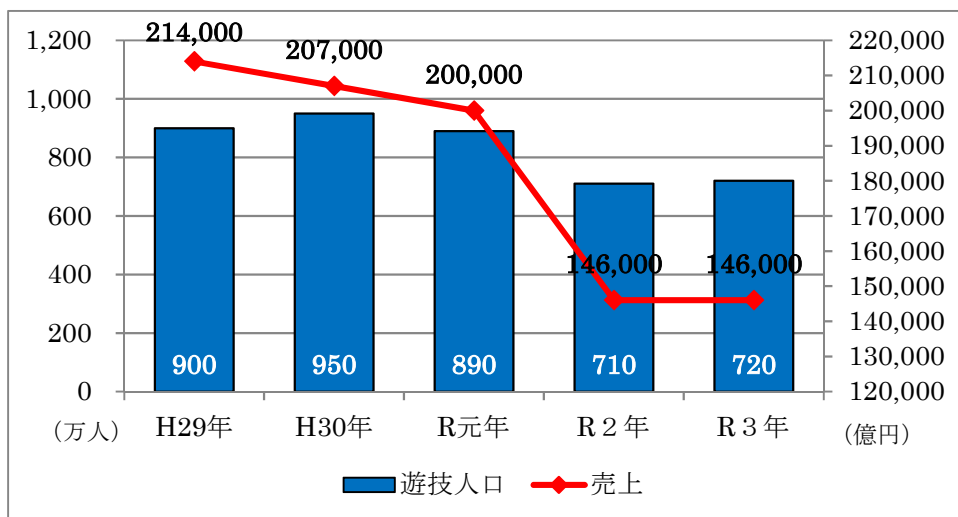
[出典：公益財団法人JKA「年度別車券売上額・入場者数」]

なお、以上のとおり、競輪、競馬、モーターボート競走及びオートレースについては、インターネット投票による売上金（売得金）が増加傾向にあることから、国は基本計画において、競輪の各施行者、競馬主催者等、モーターボート競走及びオートレースの各施行者等に対し、インターネット投票におけるアクセス制限の強化のため、以下のことを求めています。

- インターネット投票のログイン画面における注意喚起標語の表示、相談窓口の案内の掲載等の実施及びアクセス制限、購入限度額設定システムの周知を図る。
- インターネット投票利用者に対し、より効果的な注意喚起を行うため、投票サイトにおいて購入制限額を視覚的に訴えるための新たな表示方法について検討を行い、令和6年度までを目指して導入する。

【パチンコ店の状況（全国）】

- 遊技人口については、調査方法の変更により、平成30年には50万人増加しましたが、その後は200万人減少しています。また、売上については、平成29年から令和3年までの間、減少傾向にあります。



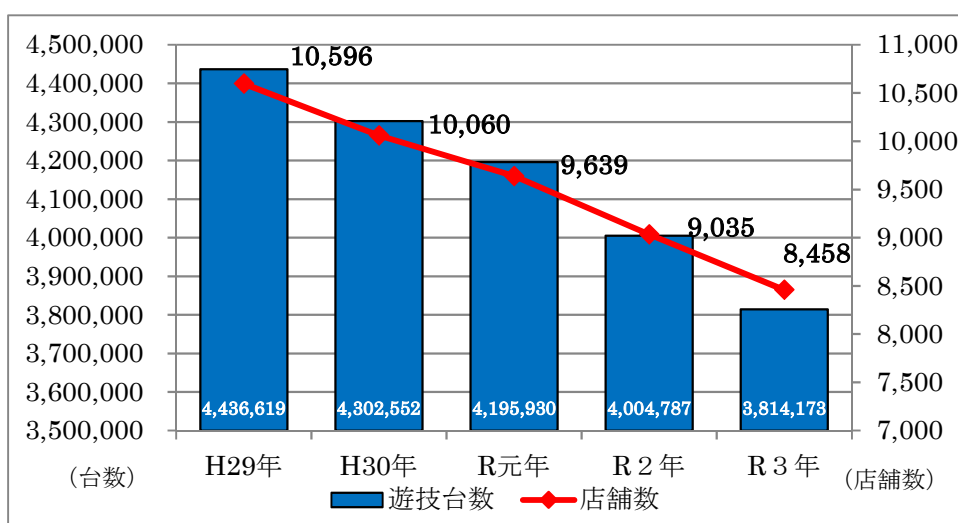
〔出典：公益財団法人日本生産性本部「レジャー白書」〕

遊技人口算出方法（アンケート調査によりぱちんこ参加率から算出）

〔出典：一般社団法人パチンコ・トラスティ・ボード「パチンコ・パチスロ産業関連データ」〕

売上算出方法（「全国類推値」＝「台あたりの数値」×「遊技台数」）

- 年々、店舗数は減少しており、それに伴い、遊技台数も減少しています。

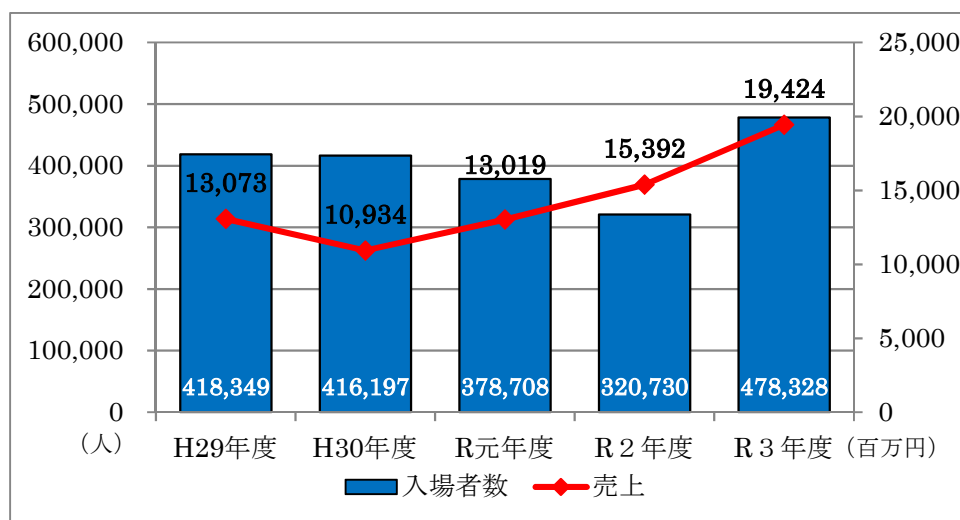


〔出典：全日本遊技事業協同組合連合会ホームページ「遊技場店舗数、遊技台数一覧表」〕

(2) 本県における関係事業者の状況

【和歌山競輪場の入場者数及び売上】

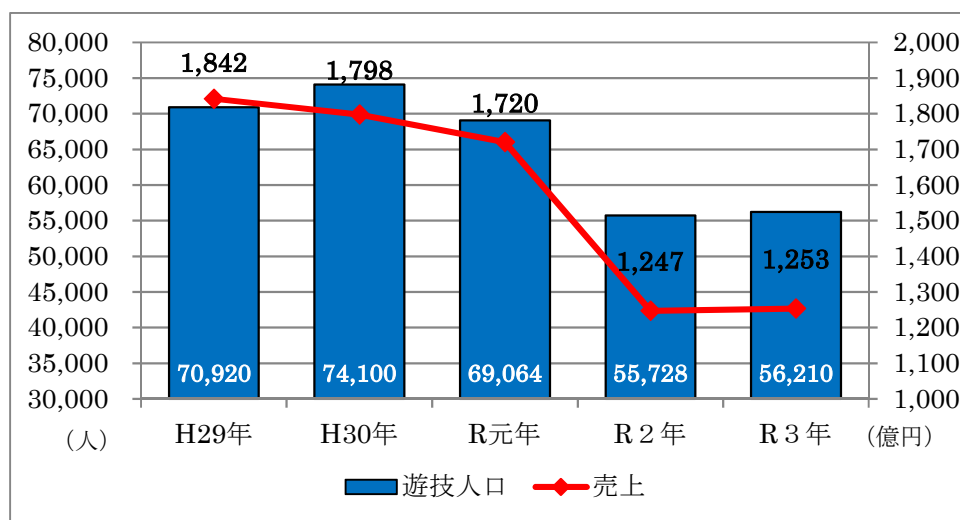
- 入場者数については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等もあり、令和2年度は減少していますが、開催日程、実施されるレースなどの増加要因もあり、令和3年度は一転増加しております。一方、売上金については、インターネット投票の普及により、増加傾向にあります。



[和歌山競輪場調べ]

【県内パチンコ店の遊技人口及び売上】

- パチンコチェーンストア協会がぱちんこ企業 23 社からのアンケートにより算出した「台あたりの数値」に本県遊技台数を掛けて算出した結果、売上は、年々減少しています。また、全国数値算出時のぱちんこ参加率に本県成人人口を掛けて算出した数値によれば、遊技人口は、調査方法の変更により、平成 30 年には、約 3,200 人増加しましたが、その後は約 18,000 人減少しています。

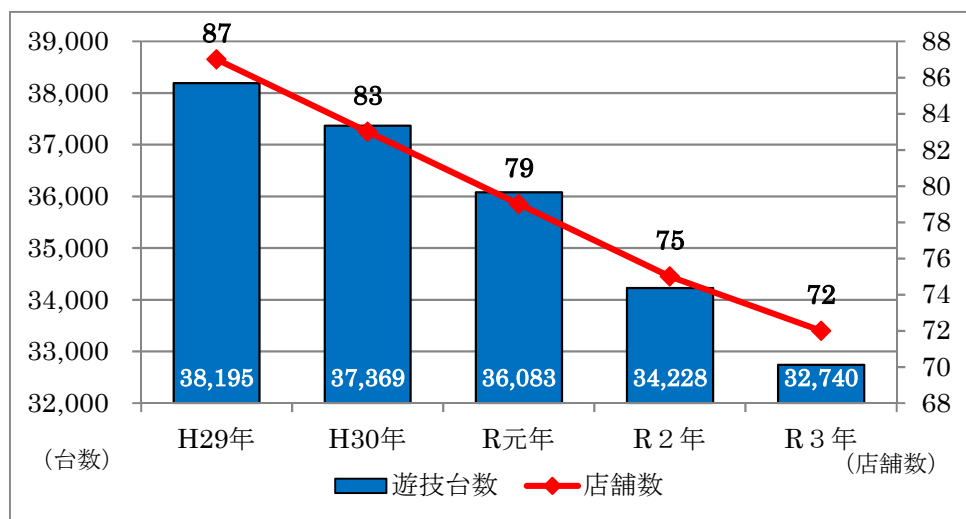


[出典：遊技人口 公益財団法人日本生産性本部「レジャー白書」からの障害福祉課調べ]

[出典：売上 一般社団法人パチンコ・トラスティ・ボード「パチンコ・パチスロ産業関連データ」、全日本遊技事業協同組合連合会ホームページ「遊技場店舗数、遊技台数一覧表」及びパチンコチェーンストア協会「台あたりの数値」（全国数値÷全国遊技台数により算出）からの障害福祉課調べ]

【県内パチンコ店舗数及び遊技台数】

- 店舗数及び遊技台数については、共に年々減少しており、店舗数は5年で15店舗、遊技台数は5,455台減少しています。



[出典：全日本遊技事業協同組合連合会ホームページ「遊技場店舗数、遊技台数一覧表」]

【場外馬券場の状況】

- 全国の中央競馬場や地方競馬場で開催されるレース（※7）の勝馬投票券を購入し、払戻を受けることができる施設であり、本県では、和歌山市に1カ所あります。

（※7）中央競馬場：全レース購入が可能

地方競馬場：一部のレースのみ購入が可能

4 本県の依存症対策の現状

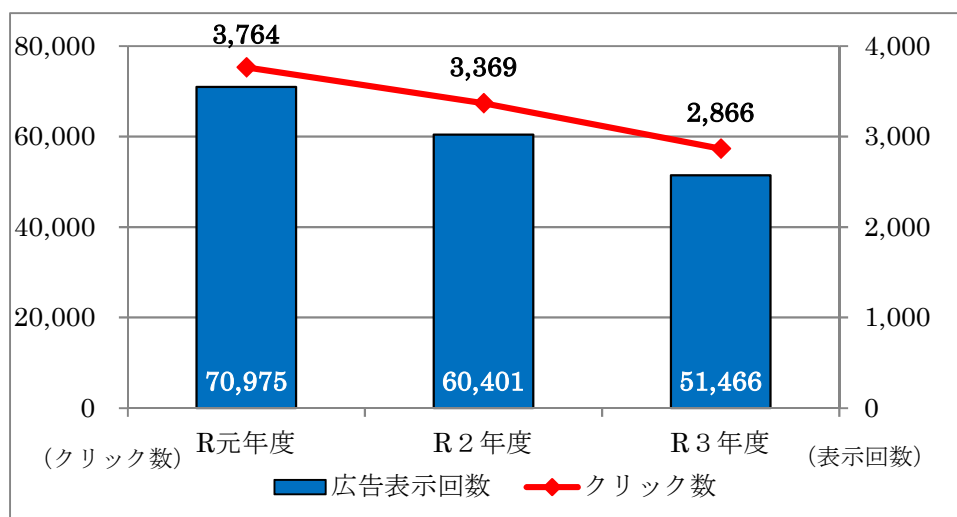
本県では、推進計画に定めた各種施策の取組を推進し、依存症対策の基盤整備に努めたほか、ギャンブル等依存症問題に関する広報啓発活動や相談・治療につなげる取組を実施するなどし、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に進めています。

(1) 普及啓発

本県では、ギャンブル等依存症者等やその家族を相談につなげることを目的に市町村や関係事業者などの関係機関への依存症チェックリストを掲載した啓発用リーフレットの配布やインターネット検索連動型広告を活用した相談窓口（精神保健福祉センター、保健所）の案内、依存症の理解を深めることを目的とした依存症啓発イベントを行っています。

○インターネット検索連動型広告（※8）

・ 広告掲載年次レポート（※9）

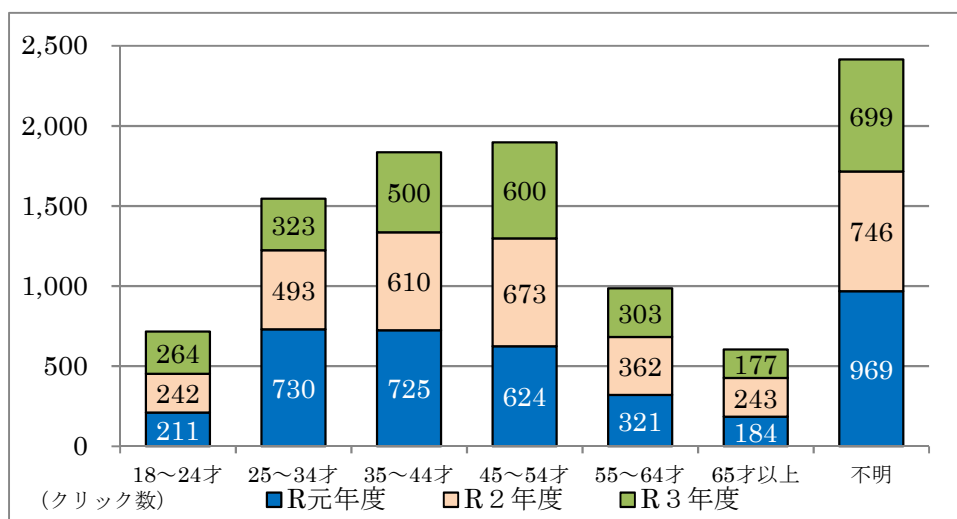


〔出典：特定非営利活動法人 OVA「広告掲載結果」からの障害福祉課調べ〕

(※8) インターネット検索連動型広告とは、検索エンジン（インターネット上で情報を検索するシステム）を用いて検索を行った際に、その検索ワードに応じて（連動して）表示される広告のことを指します。

(※9) 広告を配信した実績結果であり、課題自体に係る傾向や特徴を示すデータではありません。また、各年度の実施条件下（予算、クリック単価、キーワード数、広告内容、当時の競合、ユーザー状況など）での実績となります。

・ 広告掲載年代別レポート (※10)



〔出典：特定非営利活動法人 OVA「広告掲載結果」からの障害福祉課調べ〕

(※10) 年齢層について：ユーザーの「年齢」はGoogleが識別・判断したデータです。Googleは、6つの年齢層（18～24歳、25～34歳、35～44歳、45～54歳、55～64歳、65歳以上）で分類・識別しており、18歳未満のオーディエンスは、「不明」の年齢層として識別・計上されています。

(2) 相談支援体制

本県では、精神保健福祉センターや保健所において、精神保健福祉士や保健師、臨床心理士等がギャンブル等依存症に関する相談を受けています。

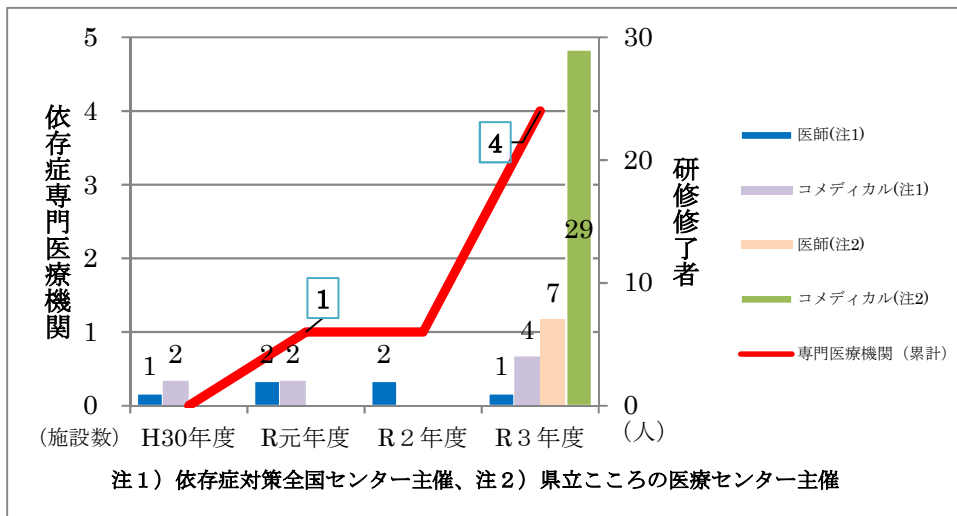
精神保健福祉センター内に設置している相談拠点（依存症に特化した相談窓口）では、相談窓口対応者や支援者向けにギャンブル等依存症に関する研修を実施するなど相談体制の強化を図るとともに、ギャンブル等依存症者等やその家族に対し、認知行動療法の手法を用いた心理教育プログラムを実施しています。

(3) 治療体制

本県では、ギャンブル等依存症を専門に取り組む医療機関として、令和2年2月に県立こころの医療センターを専門医療機関及び治療拠点機関に、令和3年8月に医療法人宮本病院を、令和4年1月に医療法人蒼会おくむらクリニック及び岩出こころの診療所を専門医療機関に選定しました。

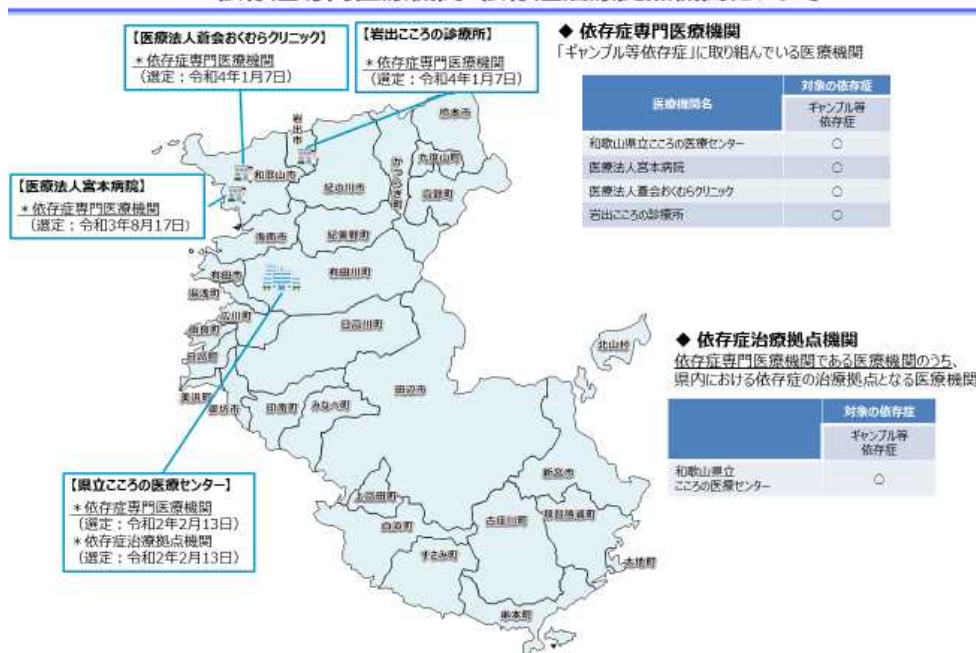
また、依存症対策全国センター主催の「依存症治療指導者養成研修」(※11) や県立こころの医療センター主催の「依存症医療研修」(※12) の受講を複数の医療機関に促すなど、依存症を専門に対応できる医療従事者の養成を進めています。

・ 依存症専門医療機関及び研修修了者推移



[障害福祉課調べ]

依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関について



- (※11) 都道府県等の依存症専門医療機関等において依存症の治療に当たる医療従事者を対象とした、専門性を向上させるための研修です。
- (※12) 「依存症対策総合支援事業の実施について」(平成29年6月13日障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の「依存症対策総合支援事業実施要綱」で定める研修であり、依存症専門医療機関の要件の一つ。

(4) 回復支援体制

本県では、自助グループが7団体（当事者会5、家族会2）あり、県と当事者会が共催で個別相談会を開催するなど、自助グループへの参加を促進する取組を進めています。

	団体名	発足	主な活動地		活動曜日
当事者会 (*13)	G A 和歌山なごみ	平成23年6月	和歌山市	カトリック屋形町教会	毎週金曜日
	G A 和歌山岩出ねごろ	令和3年4月	岩出市	岩出こころの診療所	毎週月曜日
	G A 和歌山有田みかん	令和2年4月	有田川町	県立こころの医療センター	毎週火曜日
	G A 和歌山紀南	令和元年6月	田辺市	カトリック紀伊田辺教会	毎週水曜日
	G A 和歌山新宮くまの	令和3年4月	新宮市	カトリック新宮教会	第1・3木曜日
家族会 (*14)	ギャマン和歌山グループ	平成29年3月	和歌山市	和歌山ビッグ愛	第2・3水曜日
	ギャマン和歌山みなみグループ	令和3年11月	田辺市	カトリック紀伊田辺教会	第1・3金曜日

(※13) G A (ギャンブラーズ・アノニマス) とは、ギャンブル等依存症当事者の集まりです。

(※14) ギャマンとは、ギャンブル等依存症者の家族の集まりです。

(5) 連携協力体制

本県では、依存症において、各関係機関・団体とも連携を図り、ギャンブル等依存症者等やその家族を十分に適切な支援につなげるように努めています。

今後も引き続き、総合的なギャンブル等依存症対策を実施し、県民の方々の健全な生活の確保を図るとともに、県民が安心して暮らすことのできるより良い社会の実現に向け、各関係機関・団体とも連携して取り組みを進めます。

5 本県の依存症対策の課題

(1) 予防教育・普及啓発

- 若年層を中心とした予防教育の充実が必要です。
- 依存症に対する理解を深めるための正しい知識の普及や相談窓口の周知が必要です。
- 相談件数が推計値から見ても極端に少ないため、潜在しているギャンブル等依存症者等を相談につなげることが必要です。

(2) 相談支援体制

- ギャンブル等依存症者等やその家族に対応できる相談窓口対応者や支援者の対応能力を向上することが必要です。

(3) 治療体制

- 継続的な治療を行うためには、身近に通える専門医療機関を整備することが必要です。
- ギャンブル等依存症に専門的に対応できる医療従事者の養成が必要です。

(4) 回復支援体制

- 治療を継続していくためには自助グループに参加することが大切であることから、身近に参加することができる自助グループが必要です。

(5) 連携協力体制

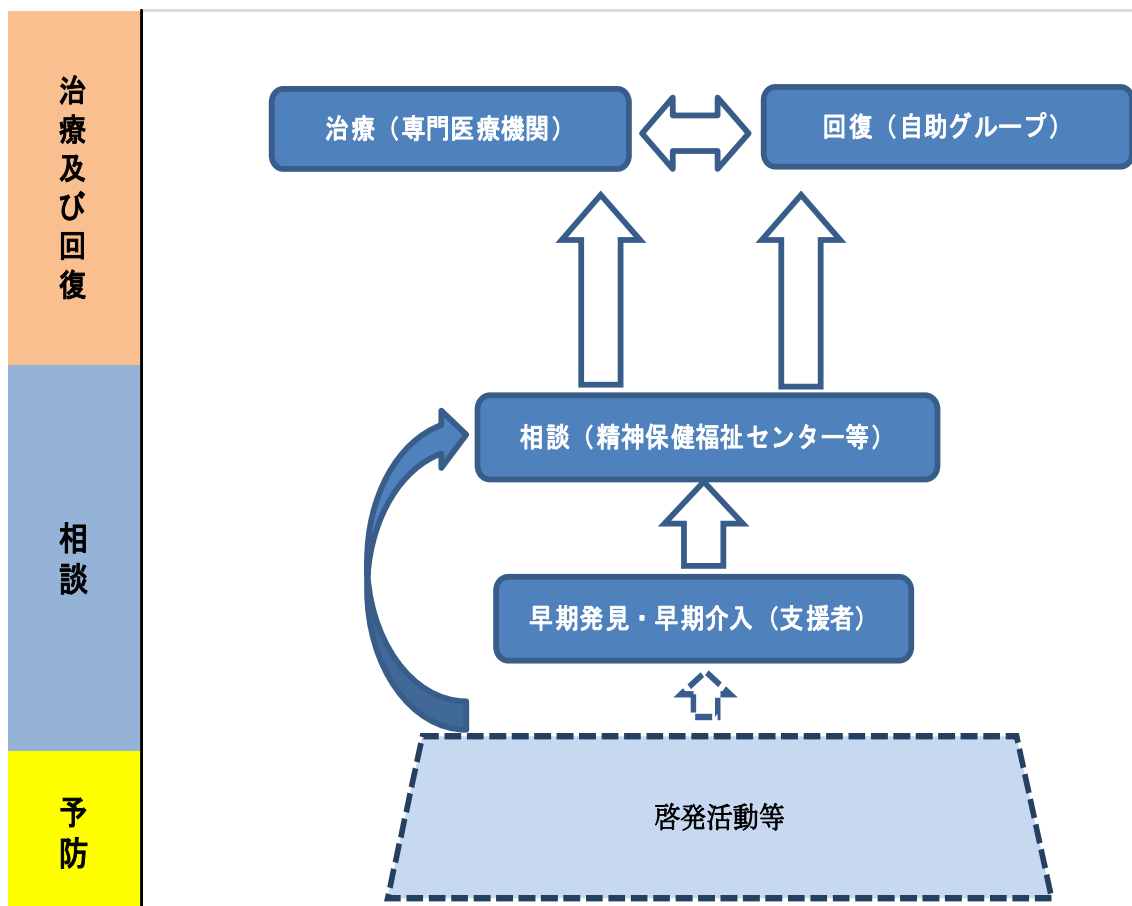
- アルコール依存症、薬物依存症及びギャンブル等依存症にかかる関係機関での連携が必要です。
- 多重債務、貧困、犯罪、虐待、自殺等の問題に密接に関連することから関係機関の支援ネットワークが必要です。

第3章 基本的な考え方

1 基本理念

ギャンブル等依存症の「予防」、「相談」、「治療及び回復」の各段階に応じた対策を適切に講ずることにより、ギャンブル等依存症者等やその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援します。また、ギャンブル等依存症はアルコールや薬物の依存との関連、多重債務、貧困、犯罪、虐待、自殺等の問題に密接に関連することから、これらの問題に関する施策とも有機的な連携を図る体制を整備します。

【イメージ図】



2 基本方針

(1) ギャンブル等依存症の予防及び正しい知識の普及

ギャンブル等依存症が病気であることや誰もがなり得ること、適切な医療や支援により回復が可能であることといった正しい知識を県民に広く普及啓発することにより、ギャンブル等依存症への予防につながる取組を推進します。

(2) 必要な支援につなげる相談支援体制づくり

相談拠点である精神保健福祉センターにおいて、ギャンブル等依存症に関する研修を実施し、ギャンブル等依存症者等やその家族に接する機会のある相談窓口対応者や支援者の対応能力向上を図るとともに、適切な指導や相談により社会復帰につながる体制づくりを行います。

(3) 医療の質の向上と医療体制の強化

ギャンブル等依存症に専門的に対応できる医療従事者を養成するとともに、専門医療機関を選定し、ギャンブル等依存症者等が身近で医療を受けることができるよう医療体制を強化します。

(4) 回復支援の充実

ギャンブル等依存症者等が身近な地域で自助グループに参加することができるよう自助グループの立ち上げを支援し、回復支援を充実させます。

(5) 依存症関係機関による連携協力体制の構築

アルコール・薬物依存をはじめとし、多重債務、貧困、犯罪、虐待、自殺等の問題に取り組む関係機関と連携をとり、ギャンブル等依存症者等やその家族の相談・治療・回復を途切れなく支援できる体制を構築します。

第4章 基本的施策

1 予防教育・普及啓発

(1) 予防教育 ～若年層に対する依存症への理解の促進、正しい知識や予防に関する啓発～

学校教育においては、学習指導要領等にギャンブル等依存症についての記載がなく直接的な指導がされていませんでした。しかし、平成30年公示の高等学校学習指導要領保健体育編では、新たに精神疾患の予防と回復について取り上げることが示され、高等学校学習指導要領解説保健体育編では、喫煙、飲酒、薬物乱用に加えてギャンブル等嗜癖行動についても取り扱うこととされました。

このことを踏まえ、学習指導要領や、県教育委員会で作成した依存症予防教育に係る各種教材等を周知することにより、教員が依存症予防教育に対する理解を深め、学校において発達の段階に応じた指導を推進しています。

今後も依存症予防教育を充実させていく必要があるため、引き続き以下の取組を実施します。

- 各学校において専門家による解説を含む動画教材や学習資料集等を積極的に活用した依存症予防教育を、学校教育活動全体を通して引き続き推進します。

【教育支援課】

- 依存症予防教育に関する教員の指導力向上を図るため、専門家による講義を含む研修会を開催します。

【教育支援課】

(2) 普及啓発 ～県民に対する正しい知識の普及と理解の促進、相談窓口の周知～

① 青少年に対する普及啓発

ネットパトロール事業の活用により、専門パトロール員が「各種サイト」や「各種掲示板」等において、青少年のギャンブル等に関する投稿

を発見した際は、教育委員会等の関係機関を通じて投稿した青少年が在学する学校に通報し、指導を依頼しています。

また、ギャンブル等依存症に特化した啓発についても、行う必要があるため、以下の取組を実施します。

- 各市町の青少年センターなどの関係機関に対して、啓発用リーフレットを配布し、相談窓口の広報を行います。

【青少年・男女共同参画課】

- 啓発用資料等を活用し、私立学校等に対して啓発を行います。

【文化学術課】

②理解を深めるための普及啓発及び相談窓口の広報

ギャンブル等依存症は本人が病気である認識を持ちにくいこと、誰もがなり得る可能性があること及び適切な医療や支援により回復が可能であること等の正しい知識を県民が理解することが重要であり、現状の課題を踏まえ、ギャンブル等依存症の正しい知識の普及啓発や相談窓口を積極的に周知する必要があるため、以下のような取組を実施します。

- 県のホームページ等を通じ、ギャンブル等依存症の相談拠点である精神保健福祉センターや市町村・保健所の相談窓口を積極的に周知します。

【障害福祉課・精神保健福祉センター】

- インターネット検索連動型広告を活用し、ギャンブル等依存症者等やその家族に対して、相談窓口を周知します。

【障害福祉課】

- 依存症チェックリストを県広報誌「県民の友」に掲載するとともに市町村にも広報誌への掲載を働きかけ、県民全体に広く啓発します。

【障害福祉課】

- 県民向け講演会を開催し、ギャンブル等依存症に対する正しい知識を普及啓発します。

【障害福祉課・精神保健福祉センター】

- 依存症チェックリストを掲載したリーフレットを作成し、関係事業者、社会教育施設等に配布し啓発を行います。

【障害福祉課・生涯学習課】

- 各PTA連合会や公民館連絡協議会等の社会教育団体に周知し、啓発活動を実施するよう働きかけます。

【生涯学習課】

- 啓発講座等のあらゆる機会を捉えて、消費者庁等が作成した注意喚起・普及啓発用資料の活用を促進します。

【県民生活課・県消費生活センター】

- 県民生活課ホームページ及び県消費生活センターホームページに消費者庁ウェブサイト内のギャンブル等依存症を紹介する特設ページのリンクを設け閲覧を促します。

【県民生活課・県消費生活センター】

- 市町村の相談窓口に対しても、消費者庁等が作成した注意喚起・普及啓発用資料の活用及び国の特設ページの周知等、情報提供の推進を働きかけます。

【県民生活課・県消費生活センター】

➤ 評価指標

指標	基準値	目標値
依存症予防教育に係る児童生徒用教材等を活用した学校の割合	小学校（公立）82.0% 中学校（公立）81.4% 高等学校（公立）72.0% （令和5年2月末現在）	小学校（公立）100% 中学校（公立）100% 高等学校（公立）100%

（注）評価指標では、目標値を原則令和7年度としますが、これによらない場合は表中の（ ）に該当年度を記入します。以下の指標についても同様です。

2 相談・治療・回復支援

(1) 相談支援 ～窓口対応者や支援者の対応能力の向上、依存症の方や疑いのある人への相談支援～

①相談支援の充実

(窓口対応者や支援者への研修の実施)

ギャンブル等依存症者等やその家族を支援につなげるためには、窓口対応者や支援者がギャンブル等依存症についての知識をより一層、習得する必要があるため、以下の取組を実施します。

- 精神保健福祉センター（相談拠点）において、ギャンブル等依存症者等に接する機会がある窓口対応者や支援者に対して、ギャンブル等依存症に関する研修を行います。

【精神保健福祉センター】

(消費生活相談員の対応能力向上)

消費生活センターや県民相談などに寄せられる相談において、多重債務に陥っていなくてもギャンブル等依存症が疑われるような場合は、精神保健福祉センターや保健所への相談につなげています。

しかし、相談者の抱えている問題が、ギャンブル等への依存が主要因なのか、別の理由があるのか、判断が難しい場合があるため、以下の取組を実施します。

- 消費生活相談員がギャンブル等依存症についての知識を習得し、ギャンブル等依存症者等やその家族を適切な相談機関等につなげるため、国民生活センター等で実施する研修を受講させ、県においても消費生活相談員に伝達を行います。

【県民生活課・県消費生活センター】

(生活保護ケースワーカー及び自立支援相談員の対応能力向上)

生活保護受給者及び生活困窮者に対しては、生活保護ケースワーカー及び自立支援相談員により、状況に応じて様々な支援を行っていますが、ギャンブル等依存症が疑われる場合においても、適切に支援を行う必要があるため、以下の取組を実施します。

- ギャンブル等依存症や他の依存症を有する者の特徴、疑われる者への対応等が盛り込まれている国主催の研修に生活保護ケースワーカー及び自立支援相談員を積極的に参加させるよう実施機関等に促します。また、県主催の研修にもギャンブル等依存症に関する内容を盛り込み、知識の向上を図ります。

【福祉保健総務課】

- ギャンブル等依存症問題を有する生活保護受給者及び生活困窮者を把握した場合は、精神保健福祉センターや保健所等の関係機関につなぐこと等を周知するなど、実施機関等と精神保健福祉センターや保健所等の関係機関との連携を強化します。

【福祉保健総務課】

(精神保健福祉センター及び保健所での心理教育プログラムの実施)

ギャンブル等依存症者等やその家族が、より身近で心理教育プログラムを受けることができるよう、以下の取組を実施します。

- 精神保健福祉センター及び保健所において、認知行動療法の手法を用いた心理教育プログラムを実施するとともに、精神保健福祉センター（相談拠点）において研修を実施し、相談対応に従事する者の技術向上を図ります。

【精神保健福祉センター・保健所】

②相談に繋げるための取組

(インターネットを活用した自己チェック及び自己回復支援)

平成 31 年 4 月からインターネット検索連動型広告を活用した依存症チェックリストの掲載と相談窓口案内を行っていますが、相談をする前段階において、ギャンブル等依存症者等やその家族が、自身でギャンブル等依存症からの回復に向けた行動をおこすことができるよう、以下の取組を実施します。

- 依存症チェックリストに加え、ギャンブル等依存症からの回復方法などをホームページに掲載し紹介します。

【障害福祉課】

(企業等に対しての相談支援)

身近な人がギャンブル等依存症に気付き、適切な相談機関につなげられる環境づくりを整えるため、以下の取組を実施します。

- 職場の同僚などの近い関係性にある人が依存症に気付けるための研修を企業等に行い、潜在しているギャンブル等依存症者等を保健所で実施する心理教育プログラムにつなげる環境を充実させます。

【精神保健福祉センター】

(相談機関等への紹介)

弁護士や司法書士は、多重債務に関する相談や債務整理を行っていますが、その背景にあるギャンブル等依存症についての確認や相談機関等を紹介するまで支援ができるよう以下の取組を実施します。

- 弁護士や司法書士に対して、ギャンブル等依存症に関する相談機関や医療機関などが掲載されたリーフレットを配布し、相談対応等の中で、ギャンブル等依存症が疑われた場合にリーフレットを活用し、相談機関や医療機関などを紹介できる体制を強化します。

【精神保健福祉センター】

(2) 治療支援 ～専門的に対応できる医療従事者の養成、専門治療が可能な医療機関の充実～

県内において、ギャンブル等依存症に関する専門的な医療を提供するため、令和2年2月に県立こころの医療センターを専門医療機関及び治療拠点機関に選定するとともに、令和3年8月に医療法人宮本病院を、令和4年1月に医療法人蒼会おくむらクリニック及び岩出こころの診療所を専門医療機関に選定しました。

今後、できる限り身近で医療を受けることができるよう、専門医療機関を増やす必要があるため、依存症対策全国センター主催の研修受講や治療拠点機関である県立こころの医療センターにおいて、依存症に関する研修を行い、ギャンブル等依存症に専門的に対応できる医療従事者を養成する必要があるため、以下の取組を実施します。

- 引き続き、医療機関に対して、依存症対策全国センター主催の「ギャンブル等依存症治療指導者養成研修」への受講を強く促し、ギャンブル等依存症に専門的に対応できる医療従事者を養成します。

【障害福祉課】

- 治療拠点機関である県立こころの医療センターにおいて、依存症に関する取組の発信や医療機関を対象に依存症に関する研修を行い、ギャンブル等依存症に専門的に対応できる医療従事者を養成するとともに、県内のギャンブル等依存症における医療体制の強化を図ります。

【県立こころの医療センター】

- ギャンブル等依存症者等やその家族に対し、できる限り身近で医療を受けることができるよう、更に医療機関を専門医療機関に選定します。

【障害福祉課】

(3) 回復支援 ～自助グループの育成・自助グループの活動支援の充実～

ギャンブル等依存症からの回復には、自助グループなどの民間団体に継続して参加することが必要です。

県内にはギャンブラーズ・アノニマス（当事者会）5グループとギヤマノン（家族会）2グループが活動しており、できる限り身近な場所において、支援を受けることができるよう、以下のような取組を実施します。

- 自助グループのない地域や身近に相談を受ける場所が無い地域において、県と自助グループ共催の相談会を開催し、ギャンブル等依存症者等やその家族を自助グループにつなげる体制を構築します。

【障害福祉課・保健所】

- ギャンブル等依存症者等やその家族が身近な地域で支援を受けられるよう、新たな自助グループの立ち上げを支援します。

【障害福祉課】

➤ 評価指標

指 標	基準値	目標値
精神保健福祉センター及び保健所が実施する相談件数	214 件 (令和 2～3 年度の累積)	400 件 (令和 5～7 年度の累積)
精神保健福祉センターが実施する依存症関連研修の参加者数	61 人 (令和 2～3 年度の累積)	110 人 (令和 5～7 年度の累積)
精神保健福祉センター及び保健所が実施する認知行動療法の手法を用いた心理教育プログラムの参加者数	180 人 (令和 2～3 年度の累積)	340 人 (令和 5～7 年度の累積)
県立こころの医療センターが実施する依存症関連研修の参加者数	51 人 (令和 3～4 年度の累積)	100 人 (令和 5～7 年度の累積)
ギャンブル等依存症者に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関の選定	3 地域 (和歌山地域・紀北地域 ・紀中地域) 4 医療機関 (令和 4 年 12 月末)	4 地域 (和歌山地域・紀北地域 ・紀中地域・紀南地域) 5 医療機関
ギヤマノン (家族会)	2 地域 (和歌山地域・ 紀南地域) 2 グループ (令和 4 年 12 月末)	4 地域 (和歌山地域・紀北地域 ・紀中地域・紀南地域) 4 グループ

3 包括的な連携協力体制の構築

各機関において、それぞれの問題の背景にギャンブル等依存症が疑われるかまでの確認は十分でなく、ギャンブル等依存症者等やその家族に、適切な支援を提供するまで至っていないと考えられます。

また、アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症については、クロスアディクション(※15)の可能性があったり、多重債務、貧困、犯罪、虐待、自殺等などの問題の背景にギャンブル等依存症を抱えている可能性があることから、各関係機関が包括的な連携協力体制を取れる体制を整える必要があるため、以下のような取組を実施します。

- 生活困窮者自立相談支援会議において、関係機関等が対象者に関する情報共有を行うとともに支援チームがアウトリーチを行うなど、依存症者等を包括的に支援します。

【福祉保健総務課】

- 行政や医療、福祉、司法を含めた関係機関が密接な連携を図るため、依存症連携会議を実施し、各関係機関の支援内容や課題の共有、改善策の検討を行います。

【障害福祉課】

(※15) 複数の依存が合併すること。

4 ギャンブル等の取締の強化

(1) 違法賭博店等の取締

警察においては、違法な賭博店等の厳正な取締りを推進しています。しかし、全国的には依然として違法賭博店が存在し、警察の取締りから逃れるための対策も巧妙・複雑化していることから、以下の取組を実施します。

- 引き続き、各種情報の収集に努め、違法なオンラインカジノを含む賭博店等に対する厳正な取締りを行うなど、違法賭博行為の排除と風俗環境の浄化を推進します。

【警察本部】

(2) 各ぱちんこ営業所における依存防止対策

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営適正化法」という。）に基づく公安委員会による報告・立入りに加え、令和 2 年 1 月から開始された第三者機関である「一般社団法人遊技産業健全化推進機構」（以下、「推進機構」という。）による「ぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況」の点検結果について、推進機構と情報共有の上、各ぱちんこ営業所に対して、依存防止対策の改善に向け、以下の取組みを実施します。

- 引き続き、公安委員会による報告・立入りに加え、推進機構との情報共有を通じて、各ぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況を随時確認し、指導・取締りを推進します。

【警察本部】

5 関係事業者による取組

(1) 競輪場による取組

20 歳未満の者への車券の購入禁止やギャンブル等依存症に係る注意喚起として、場内に啓発ポスター等を掲示するとともに、来場者が多く集まる場所に、依存症に関するリーフレットを設置しています。また、和歌山競輪場のホームページから「公益財団法人 J K A お客様相談コーナー」や「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」の案内を行うとともに、場内に「お客様相談窓口」を設置しており、より一層、利用の促進をするため、以下の取組を実施します。

- 「お客様相談窓口」のホームページの案内を分かりやすくする等、効果的な周知を行うとともに、「お客様相談窓口」に全国競輪施行者協議会（以下、「全輪協」という。）主催の依存症研修を受講した従業員を常駐させ、適切に相談者を精神保健福祉センターや保健所につなげます。

【公営競技事務所】

- 従業員向けに作成したギャンブル等依存症に係る対応マニュアルを活用し、ギャンブル等依存症問題に対する知識の普及を図るとともに、定期的な研修を実施します。

【公営競技事務所】

(2) ぱちんこ業者による取組

① 広告・宣伝の在り方

(策定される指針に基づく広告・宣伝の抑制)

風営適正化法第16条において、ぱちんこ業者は、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告・宣伝をすることが禁止されており、ぱちんこ業界においては、自主的に規制の策定などの取組が行われているところですが、今後、以下の取組を実施します。

- ぱちんこ業界により、現在運用している「パチンコ店における依存(のめりこみ)問題対応ガイドライン」等における広告・宣伝に係る規定を基に、ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規定を含む「広告・宣伝に関する全国的な指針」が策定・公表されており、同指針に基づいた広告・宣伝を行います。

【遊技業協同組合】

(普及啓発の推進)

ぱちんこ業界では、かねてよりぱちんこへの依存問題に関する啓発活動を実施しており、ぱちんこへの依存問題の相談機関である「リカバリーサポート・ネットワーク」(以下、「RSN」(※16)という。)の相談窓口告知ポスター、ステッカー等のぱちんこ営業所で掲示を推進しています。

また、ぱちんこへの依存を防止するための共通標語「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。のめり込みには注意しましょう。」を策定し、RSNの相談窓口とあわせ、共通標語のテレビ、ラジオ、新聞、折込チラシ等の各種媒体を活用し啓発を行うとともに、ぱちんこ営業所のウェブサイトにおける掲載、ぱちんこ営業所内のデジタルサイネージにおける表示等を促すなど、ぱちんこへの依存防止対策を推進していますが、今後、更に以下の取組を実施します。

- ぱちんこ業界において、毎年度「ギャンブル等依存症問題啓発週間」（5月14日～5月20日）を中心に、遊技客に対するリーフレットなどの啓発資料の配付等を行うとともに、シンポジウム・講演会を開催するなど、ぱちんこへの依存問題やその他の対策について広く普及啓発を推進します。

【遊技業協同組合】

(※16) パチンコ依存及びパチスロ依存問題の相談サービスを提供している認定特定非営利活動法人です。

②アクセス制限及び施設内の取組

(自己申告プログラム等の普及、本人同意のない家族申告による入店制限の導入)

ぱちんこ業界では、ぱちんこ営業所の顧客会員システムを活用して、利用者が1日の遊技使用上限金額、1日の遊技時間及び1か月の遊技回数を自ら申告し、設定値に達した場合、ぱちんこ営業所の従業員が当該利用者に警告する「自己申告プログラム」や利用者の同意を得た家族からの申告に基づき、当該利用者のぱちんこ営業所への入店を制限する「家族申告プログラム」の普及に取り組んでおり、県内における両プログラムの導入店舗数は、令和4年12月末時点で、県内63店舗中51店舗まで拡大していますが、今後、更に以下の取組を実施します。

- 自己申告プログラム・家族申告プログラムの導入店舗数が更に拡大するよう、自己申告プログラム・家族申告プログラムを導入している店舗を業界団体のウェブサイトに掲載し、依存防止対策が進んでいる店舗として情報発信するなど、両プログラムの更なる普及に向けた取組を推進します。

【遊技業協同組合】

(来場者に対する身分証明書による年齢確認の実施)

ぱちんこ業界では、令和2年2月にパチンコ店における依存(のめり込み)問題対応ガイドラインの実施規定を改定し、18歳未満の可能性があると認められる者に対する身分証明書による年齢確認を原則化するとともに、従業員の巡回、監視カメラの設置等を実施し、18歳未満の者と思われる者を把握した場合は年齢確認を行っているほか、ぱちんこ営業所の賞品提供場所に年齢確認シートを備え、賞品提供時に、18歳以上かどうか判別が難しい来場者

に対して指差し確認を求め、年齢確認を実施していますが、今後、更に以下の取組を実施します。

- ぱちんこ業界において、「警察庁作成の注意喚起ポスター」、「18歳未満入場禁止ポスター」、「18歳未満遊技禁止シール」、「年齢確認シート」などの告知物を有効活用し、身分証明書による年齢確認を徹底します。

【遊技業協同組合】

(ぱちんこ営業所のデビットカードシステムの撤去等の推進)

現在、ATMを設置しているぱちんこ営業所はないものの、一部のぱちんこ営業所では、デビットカード(※17)によりぱちんこができるシステムが導入されており、容易に遊技ができる環境(1日3万円の利用制限あり)があることから、以下の取組を実施します。

- 全てのぱちんこ営業所のデビットカードシステムの撤去等を推進します。(令和4年12月時点14店舗未撤去)

【遊技業協同組合】

(※17) カードでの支払いと同時に自身の銀行口座から引き落としがされる仕組みのカードです。

(出玉規制を強化した遊技機の普及)

ぱちんこへの依存問題に係る実態を踏まえ、来場者の過度な遊技を抑制するため、出玉規制の強化、大当たり出玉規制の強化及び出玉情報等を容易に確認できる遊技機に係る規格の追加等を内容とする風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)(以下、「遊技機規則」という。)の改正規則を制定し、平成30年2月から施行されています。

当該新基準に適合した遊技機への入替については、新型コロナウイルス感染症の影響により入替が困難となり、また、入替作業等に伴う感染拡大の防止を図る観点から、当初令和3年春までとされていた経過措置期間が1年延長されましたが、令和4年5月までに出玉規制が強化され射幸性が抑制された改正後の規則に適合する遊技機に全て入れ替わったことから、今後、以下の取組を実施します。

- 各ぱちんこ営業所において、出玉規制が強化され射幸性が抑制された新基準に適合した遊技機を用いて、風営適正化法の下、適正営業を推進するとともに、遊技機規則の改正により規格を追加した出玉情報等を容易に確認できる遊技機の導入に向けた検討を行います。

【遊技業協同組合】

③依存症対策の体制整備及び相談・治療につなげる取組

(アドバイザーによる依存防止対策の強化)

ぱちんこ業界においては、「パチンコ・パチスロ産業 21 世紀会」(※18)が、ぱちんこ営業所の従業員等に対し、講習会を開催し、修了した者には、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」(以下、「アドバイザー」という。)として、修了証を発行しており、令和4年12月末現在で、県内に419人がアドバイザーとして修了証の発行を受け、ぱちんこ営業所に配置されています。

アドバイザーは、リーフレット等を活用し、RSN、自己申告プログラム・家族申告プログラム、保健所・精神保健福祉センター等への紹介など、ぱちんこへの依存問題に関する相談等に対応する取組を行っていますが、今後、以下の取組を実施します。

- ぱちんこ業界において、ぱちんこへの依存防止対策の講習を受けた担当者としてホールに配置されているアドバイザーが活動するにあたり、最新情報や依存問題対応事例を紹介するメールマガジンを配信し、アドバイザーの質の向上に努めます。

【遊技業協同組合】

- アドバイザー講習の受講者を1店舗に平均5人以上配置するため、年間2～3回の講習会を開催し、講習受講者の増加を図ります。

【遊技業協同組合】

- ポスターの掲示やリーフレット等を活用し、RSN、自己申告プログラム・家族申告プログラム、保健所・精神保健福祉センター等への紹介など相談者に対する積極的な支援に努めます。

【遊技業協同組合】

(※18) 遊技業界の健全な発展目指し業界各団体の相互の連携と意思の疎通を図ることにより、業界の健全な発展に寄与することを目的に設置された業界団体です。

(相談機関及び治療機関の紹介)

ぱちんこ業界では、RSNを設立し、ぱちんこへの依存についての電話相談を受け付け、必要に応じて医療機関、精神保健福祉センターを紹介しています。また、ぱちんこ営業所においても、来場者やその家族からぱちんこへの依存（のめり込み）についての相談があった場合、アドバイザーが、必要に応じて、リーフレットを活用するなどし、RSN、精神保健福祉センター等の相談機関を紹介していますが、今後、以下の取組を実施します。

- ぱちんこ業界において、和歌山県が選定した依存症専門医療機関及び依存症相談拠点機関である精神保健福祉センターの情報をリーフレットに付加し周知を図るなど、ぱちんこへの依存問題を抱える人やその家族に周知し、専門性の高い医療機関等への紹介を進めます。

【遊技業協同組合】

(地域連携の強化)

ぱちんこへの依存防止対策については、関係機関と連携・協力して進めることが重要であることから、ぱちんこへの依存問題を抱える人や家族が相談に訪れると思われるギャンブル等依存症に関する相談拠点等と、ぱちんこ営業所との双方向の情報提供や連携協力を推進することにより、本人や家族へのきめ細やかな対応を実現する必要があるため、以下の取組を実施します。

- 依存症相談拠点機関である精神保健福祉センターに、遊技業界の依存防止対策を説明し、「安心パチンコ・パチスロリーフレット」の備置き・手交の依頼や同機関が行う広報への協力等を行うほか、各地域における相談窓口が一覧できる広報物を作成するなどして、相談者のニーズに応じて、適切に相談先を紹介できるよう準備するなど、ぱちんこ業界と依存症相談拠点機関との連携強化に努めます。

【遊技業協同組合】

(3) 場外馬券場による取組

場外馬券場内での依存症啓発ポスターの掲示、場内モニターでのテロップ放映等を行っており、ギャンブル等依存症の相談があった場合には、全国公営競技施行者連絡協議会が設置している専門の相談窓口を紹介するとともに、ギャンブル等依存症者等が馬券購入をやめることを望む場合又はその家族が馬券購入をやめさせることを望む場合に、場外馬券場への入場制限を行うアクセス制限制度を実施しています。

また、20歳未満の者と思われるものに対し、警備員による声掛け及び年齢確認を行い、馬券の購入や20歳未満の者のみによる入場の防止を行っていますが、今後以下の取組を実施します。

- アクセス制限制度の積極的な周知や警備員の配置・巡回の実施による入場制限者の把握・入場制限及び20歳未満の者の購入禁止を着実に実施します。

【DASH和歌山】

- 引き続き啓発を行うとともに、和歌山県が作成するリーフレットを活用し、相談機関を紹介します。

【DASH和歌山】

➤ 評価指標

指 標	基準値	目標値
全輪協主催の依存症研修受講者のお客様相談窓口への常駐	無し (令和4年12月末)	有り
自己申告プログラム・家族申告プログラムの導入店舗数	63店舗中51店舗で導入 (令和4年12月末)	全店舗導入
デビットカードシステムの撤去等店舗数	14店舗で未撤去 (令和4年12月末)	全店舗撤去等
安心パチンコ・パチスロアドバイザーの配置	63店舗で419人 (令和4年12月末)	平均5人以上

第5章 推進体制等

1 計画の進行管理について

本推進計画においては、各項目に設定した目標を達成するため、ギャンブル等依存症対策連絡会議を開催し、毎年度計画の進捗状況の管理を行い、対策における効果の評価を行います。

2 計画の見直しについて

ギャンブル等依存症に関する状況の変化や計画の進捗状況等に応じ、見直しの必要が生じた場合は、計画期間中にかかわらず柔軟に見直すことができるものとしします。

3 関連施策との連携について

ギャンブル等依存症対策の推進においては、アルコール依存や薬物依存との連携を図るほか、その背景にある多重債務、貧困、犯罪、虐待、自殺等の問題に密接に関連することに鑑み、必要に応じ依存症連携会議を開催し、連携を推進します。